

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月20日

香 川 県 教 育 委 員 会

#### 香川県教育委員会規則第4号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日等についての別段の定め)</p> <p>第5条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、<u>第3条及び前条</u>の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り又は週休日の振替等について別段の定めをすることができる。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)</p> <p>第7条 任命権者（県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。第7条の6、第8条第3項、<u>第9条第1項第4号、第5号、第6号、第8号及び第10号、第2項並びに第3項、第9条の2第2項、第10条、第12条第1項第2号及び第2項、第13条第1項第4号イ、第5号、第12号及び第12号の2並びに第19条並びに附則第2項及び第8項を除き、以下同じ。</u>）は、条例第4条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、又は条例第7条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務等の制限の請求手続等)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 略</p> <p>(1) 当該請求に係る子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「<u>育児休業法</u>」という。）第2条第1項において</p>	<p>(週休日等についての別段の定め)</p> <p>第5条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、<u>前2条</u>の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り又は週休日の振替等について別段の定めをすることができる。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)</p> <p>第7条 任命権者（県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。第7条の6、第8条第3項、<u>第9条第1項第2号、第3号、第5号及び第7号並びに第2項、第12条第1項第2号及び第2項、第13条第1項第4号イ、第5号、第12号及び第12号の2並びに第19条並びに附則第2項及び第8項を除き、以下同じ。</u>）は、条例第4条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、又は条例第7条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務等の制限の請求手続等)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項の請求がされた後時間外勤務等制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 当該請求に係る子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（</p>

子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第14条を除き、以下同じ。）が死亡した場合  
(2)～(5) 略

7～9 略

(年次休暇の日数)

第9条 略

(1) 齊一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等（条例第3条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 別表第1の左欄に掲げる当該職員の1週間ごとの勤務日の日数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 1週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあっては別表第2の左欄に掲げる当該職員の1週間ごとの勤務日の日数、1週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあっては同表の中欄に掲げる当該職員が1年間継続勤務した場合の日数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数

(3) 前2号に掲げる職員であって、週間勤務時間（条例第3条の規定により定められたその者の勤務時間をいう。以下同じ。）が30時間以上であるもの 20日

(4) 次号から第10号までに掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの又は任期が満了することにより退職することとなるもの その者の当該年における在職期間に応じ、別表第3の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者の定める日数とし、以下この条において「基本日数」という。）（当該基本日数が労働基準法第39条第1項又は第2項の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合にあつては、当該日数）

(5) 新たに職員となる者であつて、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり新たに職員となった日以後の勤務が同日前の勤務（以下「従前の勤務」という。）と継続するものとさ

以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第14条を除き、以下同じ。）が死亡した場合  
(2)～(5) 略

7～9 略

(年次休暇の日数)

第9条 条例第12条第1項の教育委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項の教育委員会規則で定める日数は、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号から第7号までに掲げる職員以外の職員であつて、当該年の中途において新たに職員となるもの又は任期が満了することにより退職することとなるもの その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）（当該基本日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第1項又は第2項の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合にあつては、当該日数）

(2) 新たに職員となる者であつて、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり新たに職員となった日以後の勤務が同日前の勤務（以下「従前の勤務」という。）と継続するものとさ

れるもの（次号から第10号までに掲げる職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める日数（再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者の定める日数）

ア 略

イ 当該年において従前の勤務を始めた職員 従前の勤務を始めた日におけるその者の在職期間と新たに職員となった日における当該年のその者の在職期間とを合計した期間に応じた別表第3の日数欄に掲げる日数から、同日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数

(6) 当該年の前年において国、他の地方公共団体又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人の職員（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の適用を受ける職員を除く。以下この号及び次号において「国等の職員」という。）であつた者であつて人事交流等により引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で任命権者の定めるものにあつては、任命権者の定める日数）に当該年の前年における国等の職員として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇（以下この条において「年次休暇等」という。）を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

(7) 当該年において国等の職員となった者であつて人事交流等により引き続き新たに職員となったもの 国等の職員となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該年のその者の在職期間に応じた別表第3の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

(8) 当該年の前年において職員の勤務時間、休暇等に関する条例又は香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川

れるもの（次号から第7号までに掲げる職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める日数（平均勤務時間数（週間勤務時間（条例第3条の規定により定められたその者の勤務時間をいう。以下同じ。）を5で除して得た時間数をいう。以下同じ。）が同日と同日前で異なる者にあつては、任命権者の定める日数）

ア 略

イ 当該年において従前の勤務を始めた職員 従前の勤務を始めた日におけるその者の在職期間と新たに職員となった日における当該年のその者の在職期間とを合計した期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、同日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数

(3) 当該年の前年において国又は他の地方公共団体の職員（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の適用を受ける職員を除く。以下この号及び次号において同じ。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となったもの 20日（当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で任命権者の定めるものにあつては、任命権者の定める日数）に当該年の前年における国又は他の地方公共団体の職員として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇（以下この条において「年次休暇等」という。）を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

(4) 当該年において国又は他の地方公共団体の職員となった者であつて引き続き新たに職員となったもの 国又は他の地方公共団体の職員となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該年のその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

(5) 当該年の前年において職員の勤務時間、休暇等に関する条例又は香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川

県条例第5号)の適用を受ける職員(以下この号及び次号において「職員勤務時間等条例適用職員等」という。)であった者であって人事交流等により引き続き当該年に新たに職員となったもの20日(当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で任命権者の定めるものにあつては、任命権者の定める日数)に当該年の前年における職員勤務時間等条例適用職員等として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあつては、20日)を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数

(9) 当該年において職員勤務時間等条例適用職員等となった者であつて人事交流等により引き続き新たに職員となったもの職員勤務時間等条例適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該年のその者の在職期間に応じた別表第3の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数

(10) 略

2 前項第6号から第10号までに掲げる職員が再任用短時間勤務職員等である場合における条例第12条第1項の教育委員会規則で定める日数は、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は特に必要があると認める場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に年次休暇の日数を定めることができる。

第9条の2 別表第4の左欄に掲げる場合において、勤務形態(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数をいう。以下同じ。)の変更がされるときは、当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合 条例第12条第1項に規定する日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数

(2) 当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日数(当該日数が当該変更前に

県条例第5号)の適用を受ける職員(以下この号及び次号において「職員勤務時間等条例適用職員等」という。)であった者であつて引き続き当該年に新たに職員となったもの20日(当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる者で任命権者の定めるものにあつては、任命権者の定める日数)に当該年の前年における職員勤務時間等条例適用職員等として在職した期間を職員として在職したものとみなした場合の年次休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあつては、20日)を加えて得た日数から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数

(6) 当該年において職員勤務時間等条例適用職員等となった者であつて引き続き新たに職員となったもの職員勤務時間等条例適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該年のその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇等を職員として使用した年次休暇とみなした場合に使用したこととされる日数を減じて得た日数

(7) 略

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は特に必要があると認める場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に年次休暇の日数を定めることができる。

第9条の2 勤務時間変更(平均勤務時間数の変更をいう。以下同じ。)がある場合の当該勤務時間変更の日(以下「変更日」という。)以後における職員の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 当該年の初日に当該勤務時間変更があつた場合 条例第12条第1項に規定する年次休暇の日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数

(2) 当該年の初日後に当該勤務時間変更があつた場合(次号に掲げる場合を除く。) 前号に定める日数から当該年において変更日の前日まで

付与されていた年次休暇の当該変更の日の前日における残日数を下回る場合は、当該残日数)

ア 当該年の初日以前に当該変更前の勤務形態（以下この号において「先の勤務形態」という。）を始めたとき 前号に定める日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、別表第4の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に定める率を乗じて得た日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

イ 当該年の初日後に先の勤務形態を始めたとき 先の勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、別表第4の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に定める率を乗じて得た日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

2 前項に定めるもののほか、任命権者が別に定める職員の勤務形態の変更がされるときは、当該変更の日以後における当該職員の年次休暇の日数は、任命権者が別に定める日数とする。

（年次休暇の繰越し）

第10条 条例第12条第2項の規定により当該年の翌年に繰り越すことができる年次休暇の日数は、一の年における年次休暇の残日数が20日（第9条第1項第1号又は第2号に掲げる職員（同項第3号に掲げるものを除く。）にあっては、同項第1号又は第2号に掲げる日数）を超えない範囲内の残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、任命権者が別に定める日数）とする。

（年次休暇の単位）

第11条 年次休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、任命権者が特に必要と認める場合にあっては、任命権者が定める単位とすることができる。

に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数

(3) 当該年の初日後に当該勤務時間変更があった場合において同日後に当該勤務時間変更前の勤務時間変更（以下「先の勤務時間変更」という。）があったとき 先の勤務時間変更があった日において前号の規定により得られる日数から同日以後変更日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数

2 前項第2号又は第3号の規定により算出された日数に1日未満の端数があり、かつ、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数以上である場合にあっては当該端数を切り上げた日数とし、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数を下回る場合にあっては当該算出された日数（当該日数に1時間未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた日数）とする。

（年次休暇の繰越し）

第10条 条例第12条第2項の規定により当該年の翌年に繰り越すことができる年次休暇の日数は、一の年における年次休暇の残日数が20日を超えない場合にあっては当該残日数（当該年の翌年の初日に勤務時間変更がある場合において、当該残日数に1日未満の端数があり、かつ、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数以上であるときにあっては当該端数を切り上げた日数とし、当該端数の時間数が当該勤務時間変更後の平均勤務時間数を下回るときにあっては当該残日数（当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた日数））とし、20日を超える場合にあっては20日とする。

（年次休暇の単位）

第11条 年次休暇の単位は、1日又は1時間（再任用短時間勤務職員等（条例第3条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び育児短時間勤務職員等にあっては、1時間）とする。ただし、任命権者が特に必要と認める場合にあっては、任命権者が定める単位とすることができる。

2 略

(1) 略

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 平均勤務時間数 (週間勤務時間を5で除して得た時間数をいう。第13条第4項第2号において同じ。)

(特別休暇)

第13条 条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(12)の2 略

(13) 職員の親族 (別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。) が死亡した場合 親族に応じ同表の日数欄に掲げる日数 (葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数) の範囲内で必要と認める期間

(14)～(22) 略

2～4 略

(介護休暇)

第14条 条例第15条第1項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(3) 略

(4) 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び別表第5において同じ。) の父母の配偶者

(5)・(6) 略

2～8 略

別表第1 (第9条関係)

1週間ごとの勤務日の日数	日数
2日	8日
3日	12日
4日	16日
5日	20日

2 1時間を単位とする年次休暇を使用した場合において、その使用した当該年次休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 略

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 平均勤務時間数

(特別休暇)

第13条 条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(12)の2 略

(13) 職員の親族 (別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。) が死亡した場合 親族に応じ同表の日数欄に掲げる日数 (葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数) の範囲内で必要と認める期間

(14)～(22) 略

2～4 略

(介護休暇)

第14条 条例第15条第1項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(3) 略

(4) 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び別表第2において同じ。) の父母の配偶者

(5)・(6) 略

2～8 略

別表第2（第9条関係）

1週間ごとの勤務日の日数	1年間の勤務日数	日数
2日	73日から120日まで	7日
3日	121日から168日まで	11日
4日	169日から216日まで	15日
5日	217日以上	20日

別表第3（第9条関係）

略

別表第4（第9条の2関係）

1 再任用短時間勤務職員等及び 育児短時間勤務職員等以外の職 員が1週間ごとの勤務日の日数 及び勤務日ごとの勤務時間の時 間数が同一である育児短時間勤 務（以下この表において「齊一 型育児短時間勤務」という。） を始める場合	勤務形態の変更後における1週 間の勤務日の日数を当該勤務形 態の変更前における1週間の勤 務日の日数で除して得た率
2 齊一型育児短時間勤務をして いる職員が引き続いて勤務形態 を異にする齊一型育児短時間勤 務を始める場合	
3 育児短時間勤務職員等が齊一 型育児短時間勤務又は齊一型短 時間勤務（育児休業法第17条の 規定による短時間勤務のうち、 1週間ごとの勤務日の日数及び 勤務日ごとの勤務時間の時間数 が同一であるものをいう。6の 項において同じ。）を終える場 合	
4 再任用短時間勤務職員等及び	勤務形態の変更後における1週

別表第1（第9条関係）

略

<p>育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この表において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合</p>	<p>間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</p>	
<p>5 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合</p>		
<p>6 育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合</p>		
<p>7 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合</p>	<p>勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を、当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</p>	
<p>8 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合</p>	<p>勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率</p>	
<p>別表第5（第13条関係） 略</p>	<p>別表第2（第13条関係） 略</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間等規則」という。）第9条第1項第1号に規定する再任用短時間勤務職員等及び勤務時間等規則第3条の2に規定する育児短時間勤務職員等の施行日以後の平成31年における年次休暇の日数については、改正後の勤務時間等規則第9条及び第9条の2の規定にかかわらず、この規則の施行の際の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第12条第1項又は改正前の勤務時間等規則第9条若しくは第9条の2に規定する日数の残日数とする。